

第2 国民の健康を守るための食品安全対策の整備

食品衛生法の抜本改正等により、新たな食品の安全確保の仕組みを構築するため、残留農薬基準の整備、食品添加物の安全性確認の徹底等を推進するとともに、輸入食品や健康食品等の安全確保対策、食肉に関するBSE対策を推進する。あわせて、食品の安全性確保にかかる研究を充実し、国民の健康を守るために食品安全対策を整備する。

1 食品衛生法の抜本改正等に伴う基準・体制の整備

18億円

○ 残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止する措置の導入 7.3億円

残留基準が設定されていない農薬及び動物用医薬品の食品中への残留を禁止する措置の導入に向けて、暫定的な基準等の設定を推進する。

○ 食品添加物の安全性確認の徹底 10億円

長い食経験を考慮して使用が認められている既存添加物について、安全性に問題がある場合は使用を禁止できる制度を導入することとし、既存添加物の毒性試験等、安全性確認を早急に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物については、必要な場合には国が指定のための安全性確認を行う。

○ 大規模・広域食中毒に対する危機管理体制の強化 46百万円

大規模・広域食中毒の発生に際し、国が、関係都道府県等に対し、連絡調整及び技術的支援等を行うための体制を整備する。

○ 総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設の監視強化

35百万円

総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設について、一定期間ごとに見直しを行うこととし、承認を受けた施設に対する監視強化を図る。

- 消費者の視点に立った食品表示制度の構築や食品の安全についてのリスクコミュニケーションの充実 15百万円
食品表示について、関係府省との連携・協力のもとに、消費者の視点に立った一元的な見直しを行うとともに、相談及び普及啓発等を推進する。
また、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの一環として、消費者との意見交換のため、懇談会等を開催する。

2 食品の安全対策の強化

130億円

- (1) 輸入食品の安全対策強化 10億円
- 食品衛生上の危害発生防止のための輸入等禁止措置の導入に伴う実施体制の整備 16百万円
食品衛生上特に必要があると認められる場合は、国・地域及び食品等を特定して、輸入、販売等を禁止できる措置を適切に運用するため、輸出国等における衛生管理の調査、衛生規制の評価等を行う。
- モニタリング検査の強化 9億円
輸入食品の多様化や件数の増加に対応して、効果的に検査を実施するため、検査対象品目群をきめ細かに設定する等の見直しを行うとともに、海外情報に基づく検査の強化を図るなど、輸入食品の安全性確保のためのモニタリング検査の強化を図る。
- 輸入食品監視支援システムの機能強化 1.1億円
食品の輸入手続の迅速化を図るとともに、効果的なモニタリング検査を実施するため、輸入食品監視支援システムの情報検索機能等の強化を図る。
- (2) 健康食品等に関する安全確保体制の充実 65百万円
- 健康食品等に関する情報収集・提供体制の整備 35百万円
国内外の健康食品等に関する健康被害事例及び安全性・効果についての研究報告や文献等の情報を収集・分析し、データベース化するとともに、消費者等に対する情報提供を推進する。
- 健康食品等に対する監視の強化 30百万円
いわゆる健康食品に対する全国的な買上調査及び成分分析を実施し、薬事法違反業者に対する監視・取締の徹底を図るとともに、自治体の薬事監視員及び食品衛生監視員に対する研修を実施し、監視体制の強化を図る。

(3) 食肉に関するBSE対策の推進

40億円

と畜検査におけるBSE全頭検査の実施について、引き続き、特別措置として検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査技術の研修等を実施する。

3 食品の安全性確保にかかる研究の充実

16億円

○ 食品の安全性確保にかかる研究の充実

BSEの原因とされる異常プリオン（たんぱく質の一種）の検出法、遺伝子組換え食品の検知法、食品添加物の安全性確認方法等、食品の安全性確保にかかる研究を推進するとともに、国内外の食品の安全性に係る情報を収集・分析し、提供する体制を整備する。

第3 新たな挑戦や再挑戦がしやすい労働市場の実現

現下の厳しい雇用失業情勢及び不良債権処理の加速する過程における影響に対応し、早期再就職及び雇用機会の創出を進めるとともに、経済社会の活性化を図るため、新たな挑戦や再挑戦がしやすい労働市場の実現に向け、官民による労働力需給調整機能の強化や雇用関係情報の積極的提供などを進め、円滑な労働移動の支援を強化する。

また、地域の課題に応える地域雇用開発の促進、サービス分野等における雇用創出に向けた取組の強化など良好な雇用機会の創出・確保等を図るとともに、雇用保険制度の見直しにより雇用セーフティネットの整備を図る。

1 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

1, 116 億円

(1) 民間活力による労働力需給調整機能の強化

6. 3 億円

職業紹介制度や労働者派遣制度について見直しを行うなど、労働市場における民間活力による労働力需給調整機能の強化を図る。

(2) 雇用関係情報の積極的提供

401 億円

労働力需給調整機能を強化するための労働市場の基盤整備として、しごと情報ネット、ハローワーク・インターネット・サービス等の活用により、就職支援情報を積極的に提供する。

(3) 公共職業安定所における再就職支援機能の強化

402 億円

○ 早期就職の緊要度が高い求職者に対する早期再就職の実現 30 億円

早期就職の緊要度が高い求職者に対し、公共職業安定所に専任の支援員（就職支援ナビゲーター）を配置し、求人開拓、教育訓練、職業相談、就職に至る一貫した就職支援を個々人ごとにきめ細かく実施する。

○ キャリア・コンサルティングの充実強化

28 億円

キャリア・コンサルタントの配置及び専用コーナーの設置を引き続き推進し、公共職業安定所のキャリア・コンサルティング機能の充実強化を図る。

○ 雇用保険受給者に対する就職支援セミナーの集中的な実施 20億円
公共職業安定所において集中的かつ計画的に就職支援セミナーを実施し、再就職に関する意識改革や求人の多い職種等に関する詳細な情報提供を行う。

○ 母子家庭の母等、中高年齢者、若年者、障害者、ホームレスの試行雇用を通じた早期再就職の促進（再掲） 184億円

(4) 円滑な労働移動の効果的な支援 154億円
円滑な労働移動を効果的に支援するため、労働市場の動向に対応した助成制度の見直しを行う。

(5) 自営廃業に伴う離職者等に対する再就職支援の実施 3.6億円
地域の商工団体等が、会員による就業の場の提供等に取り組む場合に、担当者の確保、カウンセリングの実施等についての支援を行う。

(6) 地域の労使による就職支援事業の推進 24億円
地域の民間の労使団体が雇用の改善のために相協力して行う求人・求職ニーズ調査や求人の働きかけ、求職ガイダンス、求人・求職情報の作成・提供、就職面接機会の設定、その他の再就職の促進に資する事業を支援する。

2 良好な雇用機会の創出・確保等 1,523億円

(1) 地域の課題に応える地域雇用開発の推進 61億円
都道府県が策定した「地域求職活動援助計画」に沿って、事業主団体等が実施する就職支援活動を推進する。

(2) 中小企業における雇用機会の積極的な創出 301億円
中小企業の経営戦略の企画や製品、技術の開発などの人材に係る求人情報を収集・提供するとともに、中小企業の人材確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための助成を行う。

(3) サービス分野等における雇用機会の創出 3.1億円
・有識者、関係業界及び関係省庁代表者からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、関係業界等から雇用創出に有効な施策についての提案を求める。
・「サービス分野等に係る人材育成プロジェクト」を設置し、業界団体等を活用して、今後求められる人材ニーズ等の把握等を行い、人材育成計画を策定し、人材育成の取組を推進する。

(4) 雇用の維持確保に対する支援

262億円

景気の変動等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ休業等又は出向により雇用の維持を図った事業主に対して、雇用調整助成金を支給する。

特に、不良債権処理の加速に伴い、出向や新事業展開の準備期間に休業、教育訓練を行う事業主に対し、雇用調整助成金の生産量低下要件を撤廃する特例措置を講じる。

(5) 雇用保険受給資格者の創業に対する支援

18億円

雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業所となった場合に、その創業に係る経費の一部を助成する。

(6) 建設業における成長分野進出への支援

3.2億円

建設業の事業主がリフォーム分野等の成長分野に進出するに当たり、雇用する建設労働者にキャリア形成のための教育訓練を受けさせた場合にその経費の一部を助成する。

3 雇用保険制度の安定的運営の確保に向けた見直し

○ 制度改正（平成15年5月実施）

1 基本手当の見直し

(1) 給付率及び上限額の見直し

基本手当日額が再就職時賃金を上回る者の多い高賃金層について、給付率と上限額を引き下げる。

(給付率：60%（60～64歳は50%）～80% →

50%（60～64歳は45%）～80%，

上限額：10,608円 → 8,040円)

(2) 所定給付日数の見直し

- ・倒産・解雇等による離職者は通常労働者の所定給付日数に、それ以外の理由による離職者はパートタイム労働者の所定給付日数に、それぞれ合わせる。
- ・35～44歳で雇用保険の加入期間が10年以上の倒産・解雇等による離職者について、30日の所定給付日数増を行う。

(3) 育児休業法による勤務時間短縮後の基本手当日額算定についての配慮

勤務時間短縮により賃金が低下している期間中に倒産・解雇等により離職した場合に、短縮前の賃金により基本手当日額を算定する。

- 2 多様な早期就業促進のための就業促進手当（仮称）の創設
支給残日数を3分の1以上残して常用以外の早期就業をした者に対し、
基本手当日額の30%を賃金に上乗せして支給する就業促進手当（仮称）を
創設する。
- 3 教育訓練給付の見直し
 - ・給付率、上限額を引き下げる。
(給付率：8割→4割、上限額：30万円→20万円)
 - ・雇用保険の加入期間要件を緩和する。
(5年→3年。この場合に、給付率は2割、上限額10万円。)
- 4 高年齢雇用継続給付の見直し
支給要件、給付率を見直す。
(支給要件：15%超の賃金低下→25%超の賃金低下、給付率：25%→15%)
- 5 雇用保険料率
 - ・早期再就職者支援基金事業（仮称）の創設に対応し、平成15・16
年度は1.4%とする。
 - ・平成17年4月からは、1.6%とする。

○ 雇用保険国庫負担金

5,348億円

第4 人間力の向上を目指した人材育成の推進

活力あふれる日本を再生するためには、一人一人が能力と個性を磨き、それを伸び伸びと發揮することができる社会の実現が必要であることから、次代の日本を支える若年者の総合的な雇用・能力開発対策の推進、経済社会の変化や技術革新に機動的に対応できる能力開発システムの構築、「能力」を基盤とした労働市場形成を目指した環境整備など、人間力の向上を目指した人材育成を推進する。

1 若年者の総合的な雇用・職業能力開発対策の推進

252億円

(1) 在学中からの職業体験機会の充実

51億円

○ 学校等と連携した中高生の職業体験の促進

20億円

在学中から職業に対する意識を啓発するため、学校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用し、中高生が自ら職業情報の収集、職業体験等を行う事業を実施する。

○ 新規卒業予定者に対する職業講習の充実

3.9億円

就職を希望する新規高校卒業予定者に対し、就職活動に必要な知識や基本的な実務能力を付与するための職業講習を民間教育訓練機関に委託して実施する。

○ 学校の進路指導に対する支援

9百万円

高校の進路指導担当者に対し研修会を実施するとともに、夏休みなどに公共職業安定所に受け入れ、事業所訪問など実務を経験する機会を提供する。

(2) 若年者に対する職業訓練等の充実

39億円

○ 学卒早期離職者等に対する職業訓練の推進

27億円

学卒早期離職者等に対して、グループカウンセリングを通じて、訓練受講の動機付けや安定雇用への意欲喚起等を行うとともに、職業能力開発大学校等において企業実習を含む職業訓練を実施する。

(3) 不安定就労若年者（いわゆるフリーター）対策の強化 108億円

○ 職業意識を高めるグループ活動等を支援する体制の整備 9.9億円

企業がいわゆるフリーターの職業意識形成を図るために行うべきことに関する指針を策定し普及させるとともに、フリーターが職業意識を高めるために活動できる拠点として「ヤングジョブスポット（仮称）」を大都市部に設置し、就職の動機付けやキャリア形成についての相談、情報交換及び職業体験などのグループ活動を支援する。

○ 民間教育訓練機関などを活用した職業訓練の実施 6.8億円

いわゆるフリーターを対象として、職業意識の啓発、職業適性の自己把握などのためのカウンセリング等を行うとともに、職業能力開発大学校等において企業実習を含む職業訓練を実施する。

○ 若年者試行雇用事業の推進 8.7億円

学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、若年者の雇用を推進する。

○ ヤングワークプラザの設置 4.5億円

若年失業者の就職を支援するため、民間の人材を活用した専門的な相談、地域の経済界との連携による就職支援等を行うための施設を新たに設置する。

2 変化に対応できる能力開発システムの構築

1,111億円

(1) キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 38億円

キャリア形成（職業経験を通した能力形成）についての相談支援を強化するため、民間機関、職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成を推進するとともに、公共職業安定所や民間企業等での活用を図る。また、シンポジウム、セミナーの開催等により資質の向上を図る。

(2) 労働者のキャリア形成を支援する企業の育成 146億円

- ・企業内におけるモデル的なキャリア形成システムを開発・普及する。
- ・事業主が、教育訓練の内容及び目標を明記した「事業内職業能力開発計画」に基づいて行う、職業能力開発への取組に対して助成を行う。

(3) 民間教育訓練機関、企業、大学等を活用した職業能力開発の推進

212億円

- ・離職者に対し、専修学校、企業、大学、大学院等の多様な訓練機関等を活用するとともに、座学訓練と企業実習を組み合わせる等により、再就職に必要な知識・技能等を習得するための効果的な職業能力開発を推進する。
- ・起業や新分野展開を目指す失業者や労働者等に対する能力開発面からの相談・情報提供、人材育成を推進する。

(4) IT化に対応した職業能力開発の実施

69億円

離職者に対し、IT活用の実践的能力を取得するための訓練を実施する。

(5) 高度で専門的な技能の維持継承・人材の育成

10億円

- ・急速な技術革新に対応するため、公共職業能力開発施設において、コンピューターネットワーク技術等の高度な技能労働者育成を推進する。
- ・高度な熟練技能者に対し、後継者を指導する技術を付与し、業界団体等の行う技能者研修等に派遣することにより、後継者の養成を図る。

3 職業能力の評価分析と情報提供の推進～「能力」が

見える社会の実現～

47億円

○ 労働者の職業能力を自己把握・評価するための基準・手法の開発

4.9億円

労働者が自らの職業能力を容易に評価し、その結果を求職活動等に活用できる手法を開発する。

また、幅広い職種について、業界団体による評価基準・手法の開発を推進するとともに、職務遂行に影響する思考・行動の特性（判断力等）に係る評価手法等について検討する。

○ 企業の求める職業能力の明確化や情報提供の推進

13億円

職務遂行に必要な能力を業種別に体系化した「生涯職業能力開発体系」の整備を図り、これを活用して、企業が自社内の各職務に必要な知識・技能等の職業能力や求人に際して求職者に求める職業能力等の明確化を進め、労働者に対する情報提供や相談体制の整備を推進する。

第5 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

経済社会の構造変化の中で、生活と労働とのバランスをとりながら能力を有效地に発揮するためには、働き方そのものを見直していくことが必要になっている。このため、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を推進する。

また、労働者の安全・健康の確保、男女雇用機会均等の確保、労働者の安定した生活の確保など、誰もが安心して働く環境づくりを推進する。

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境整備

75億円

(1) ワークシェアリングの積極的推進 23億円

- 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施（再掲）

2.7億円

(2) 長期連続休暇の促進等活力ある働き方を可能とする環境の整備

7.1億円

- 長期連続休暇の取得促進

6.1億円

長期連続休暇の普及に向けて、シンポジウム開催等普及啓発、先行して取組を行うモデル企業及び事業主団体を対象とした助成等を実施するとともに、新たに業種別懇談会を設けて、長期休暇取得計画の作成を推進する。

- 職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度導入に向けた取組
(再掲)

9.7百万円

職業生活の再設計など、個人の全生涯を見据えた働き方と生活の在り方の見直しの機会を確保するため、年単位の長期休暇を付与する制度の導入に向けた取組を行う。

(3) 多様な働き方の選択を可能とする環境整備

- 労働契約に関するルールの明確化、裁量労働制の活用促進等

2億円

労働者が主体的に多様な働き方を選択し、安心して働くことができるよう、労働契約に係るルールの明確化や裁量労働制の活用促進等について見直しを行う。

(4) 在宅就業対策の推進

1. 2 億円

在宅就業に関する労務管理の在り方を明確にしたガイドラインを策定するほか、自己診断システム等を活用して、在宅就業者への情報提供・相談援助を行う。

2 誰もが安心して働ける環境づくり

1, 441 億円

(1) 労働者の安全・健康の確保

341 億円

○ 労働者のメンタルヘルス対策の推進

4. 4 億円

労働者の心の健康づくりを推進し、併せて自殺防止にも資するため、メンタルヘルス指針の普及定着を図るとともに、労災病院を中心としてメンタルヘルスに関する相談に的確に対応することのできる体制を整備する。

○ 過重労働による健康障害防止対策の推進

64 百万円

過重労働による健康障害の防止に向けて、所定外労働の削減を促進するとともに、健康管理に係る措置の徹底を図るため、産業医に対する研修を実施する。

(2) 男女雇用機会均等の確保

17 億円

○ 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の促進

9. 4 億円

女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進状況に関する客観的な評価や目標の設定のための基準値を開発、提供すること等により、企業における取組の一層の促進を図る。

(3) 労働者の安定した生活の確保

1, 069 億円

○ 未払賃金立替払制度の適正な運営

275 億円

企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

○ 労災補償の迅速かつ適正な運用

606 億円

増加傾向にある過労死事案等に係る労災請求について、的確に対応し、労災保険給付の迅速・適正な処理を推進する。

○ 労災保険料率の見直し

労働災害の減少傾向や保険料を負担している事業主の負担軽減等に鑑み、労災保険料率を平成15年4月から平均約1／1,000引き下げるとしている。

第6 活力があり、安心できる高齢社会の実現

急速に高齢化が進展する中、国民の一人一人が健康で活力のある社会を実現するため、健康づくり施策やがん等生活習慣病予防を推進し、65歳までの雇用の確保や高年齢者再就職を促進するとともに、様々な形態で高齢者が就業し、社会参加できるよう支援する。

また、介護保険制度を第2期介護保険事業計画に沿って着実に実施し、必要な介護サービス基盤の整備、介護サービスの質の向上、介護保険事業運営の適正化、広域化等への支援を行う。

年金制度については、長期的に安定した信頼される制度を構築する。

1 健康寿命の増進と生活習慣病予防の推進

965億円

(1) 健康づくり施策の推進

931億円

○ 健康診査の実施等に関する指針の策定

8百万円

異なる検査機関で健康診断を受けた場合でも検査結果を比較することができるよう、検査の方法や事後指導等について共通の指針を策定する。

○ 健康づくりのための「食育」の推進

27百万円

外食における健康に配慮したメニューの提供等の具体的推進方法を検討するとともに、日本人の栄養所要量を改訂するなど、健康づくりのための食育を推進する。

(2) がん等生活習慣病予防の推進

34億円

○ 最先端科学を活用したがん等の生活習慣病予防にかかる研究の推進

(メディカルフロンティア戦略関係)

20億円

ゲノム・たんぱく質科学等の最先端科学を活用して、がん等の生活習慣病の予防や早期発見のための研究を行う。また、研究成果を健康日本21の推進等に活用し、生活習慣病の減少、健康寿命の増進及び生涯にわたる生活の質の向上を図る。

- がん予防・検診研究センター（仮称）の開設（メディカルフロンティア戦略関係） 14億円

がん予防のための先端的検診技法の研究開発、最新検診技術による標準的ながん検診手法の確立及びその全国への技術移転等を推進するため、国立がんセンターにがん予防・検診研究センター（仮称）を開設する。

2 高齢者雇用対策の推進

949億円

- (1) 知識・経験を活かした65歳までの雇用の確保 504億円

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等に対して支援するとともに、地域の事業主団体と連携した対策を強化し、65歳までの継続した雇用の確保を図る。

- (2) 中高年齢者の再就職の援助・促進 80億円

- 中高年齢者試行雇用事業の推進 75億円

世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることにより、早期再就職を促進する。

- 中高年長期失業者の官民一体となった再就職支援 5.3億円

中高年長期失業者に対して、民間のノウハウを活用した就職支援セミナー、カウンセリングの実施、求職者同士の経験交流等の再就職支援を行う。

- (3) 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進 213億円

- シルバー人材センター事業の推進 141億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において軽易な就業を希望する高齢者に対し、就業機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を推進する。

- 中高年齢者の共同による起業への支援 60億円

中高年齢者等が共同して起業することにより、自ら継続的な雇用・就業機会を創出する場合に助成金を支給する。

3 介護保険制度の着実な実施と基盤整備等関連施策の推進

1兆8,929億円

(1) 第2期介護保険事業計画の実施等介護保険の着実な実施

1兆6,771億円

○ 介護給付に対する国の負担等

1兆5,899億円

平成15年度から始まる第2期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を着実に実施する。

介護報酬については、保険料の上昇幅を抑制する見地から、賃金・物価の下落傾向、介護事業者の経営状況等も踏まえ、在宅重視と自立支援の考え方に基づき、次のとおり改定を行う。

介護報酬の改定（平成15年4月実施）	
改定幅	△2.3%
(内訳)	
在宅分平均	+0.1%
施設分平均	△4.0%

(2) 必要な介護サービス基盤整備量の確保 2,025億円

○ 特別養護老人ホーム等の施設整備の推進 1,050億円

各地方自治体における介護保険事業計画の見直しの状況を踏まえ、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の必要な基盤整備を計画的に行う。

(3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援等による介護サービスの質の向上 36億円

○ ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の推進 7.3億円

地域におけるケアマネジャーの支援体制を強化するため、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成を進めるとともに、ケアマネジャーに対する個別相談窓口の設置等を行う。

○ 在宅サービス、施設の管理者等に対する研修事業 1.4億円

介護サービス事業者の管理者等を対象に、苦情や事故の背景にある要因を共有し、組織的な対応の手法について事例を活用した研修を行う。また、全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホームの特徴を活かした適切なサービスの提供を確保するため、施設管理者等を対象とした研修を行う。

(4) 介護保険事業運営の適正化、広域化等への支援 93億円

介護保険の円滑な運営を確保するため、介護サービスの適正な提供・利用のための指導等各般の措置を実施するとともに、事業の広域化を図る市町村等に対するシステムの構築経費等への支援、小規模で高額保険料となる市町村が広域化する場合等に対する財政支援を行う。

(5) 要介護認定の円滑かつ適正な実施 4億円

平成15年4月に改訂される要介護認定システムの運用について、実態調査及び評価を行い、早期に必要な改善・是正措置を講ずる。

4 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

○ 年金給付費国庫負担金 5兆6,284億円

*平成15年度の年金額

- 平成14年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.9~1.0%程度となる見込みである。(法律どおりの取扱いならば、平成15年度の年金額等については、12年度から14年度に据え置いた1.7%と合わせて、マイナス2.6%~2.7%の改定となる。)
- しかしながら、特例措置により年金額を据え置いた過去3か年とは異なり、平成14年は現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっていることから、平成15年度については、保険料を負担する現役世代との均衡にかんがみ、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例として、平成14年の消費者物価の下落分(マイナス0.9%~1.0%の見込み)の年金額の改定を行うこととする。

- 年金額への影響(△0.9%の場合)

(平成14年度) (平成15年度)

※厚生年金(月額) 238,125円 → 235,992円
〔サラリーマン世帯の標準的な年金額〕

※国民年金(月額) 67,017円 → 66,417円

〔老齢基礎年金〕

- 平成15年1月下旬に平成14年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

○ 年金通算協定の推進 35百万円

国際的な人的交流が活発化し、また、企業間の国際競争が激しさを増す中で、年金制度への二重加入の防止及び年金受給権の確保を図る年金通算協定について、締結に向けた取組みを着実に推進する。